

聖籠町教育委員会告示第四号

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱（平成九年教委告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三年規則第三号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第三条から第七条までを削る。

第八条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第三条とする。

別表（第二条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 生涯学習活動支援事業

イ 団体育成運営

目的 聖籠町における社会教育の発展を図るため、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定める書類
町PTA連絡協議会補助金	平成28年度	定額	

ロ 文化・学習活動支援

目的 町民によつて組織される団体が地域において社会教育及び公民館活動事業等を通して文化・学習等の活動により、町の文化振興や学習意識の高揚に資する場合、その組織の運営に要する経費に対して補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定める書類
町文化団体連絡協議会補助金	平成28年度	定額	
文化振興助成補助金	平成28年度	定額	

## 2 青少年健全育成事業

目的 青少年の健全育成を目的とした町及び地域組織が国・県及び町の施策と呼応して展開する事業活動に要する経費に対して補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定める書類
聖籠町青少年健全育成町民会議補助金(地域組織を含む)	平成28年度	定額	

## 3 文化財保護助成事業

目的 町の歴史的的事物等の維持管理及び継承を行うため、町指定文化財、国指定文化財及び県指定文化財の所有者及び管理者が保存、修復及び後継者育成に要する経費に対して補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定める書類
町指定文化財保護管理補助金	指定解除まで	定額	
町指定文化財等修復助成補助金	単年度	修繕事業費の1/3以内 (国・県等の補助金の交付を受けた場合は、当該修繕事業費から当該補助金を控除した額の1/3以内)の額とし、300万円を限度とする。	

## 4 生涯スポーツ活動支援事業

### イ 団体育成運営

目的 スポーツ事業等を通して町民の健康増進、スポーツ活動の普及を図ることを目的として活動する総合型地域スポーツクラブの運営に要する経費に対して補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定め る書類
スポーツせいろう運営 補助金	平成28年度	14,000千円 以内	

ロ スポーツ活動支援

目的 競技スポーツを町民に普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るため、競技スポーツ団体（新潟県が実施する地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業等（以下「新潟県補助事業」という。）の補助金の交付を受けている団体に限る。）の運営に要する経費に対して補助する。

補助事業名等	交付年限	補助率 (額)	規則第13条第2項に定め る書類
地域ジュニア競技スポーツ クラブ育成事業補助金	新潟県補助事 業補助金が交 付される年度	定額	当該年度の成績表及び 団体名簿

別記様式第一号（第四条関係）及び別記様式第二号（第五条関係）を削る。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。